

健康診断助成 ご利用の流れ

1 会議所へ助成のお申込



FAXまたはe-mailにて申込書をお送りください（10/31迄にお申込ください。期間内であっても早期終了となる場合がございます）

2 受診医療機関へ健康診断ご予約



ご予約の際に、「会議所の助成を利用」とお伝えいただくとスムーズです
*会議所へのお申込と医療機関のご予約は、どちらが先でも結構です

3 会議所にて会員・共済加入確認後 医療機関へ助成対象者を連絡



医療機関へ連絡後、会議所よりFAXまたはメールにて「申込完了」のご連絡をさせていただきます

4 健康診断受診



通常健康診断同様に受診をしてください（12/31まで）

5 医療機関より、助成額を差し引いた金額でご請求



6 お支払・完了



必ず請求額・内訳をご確認ください。助成漏れや金額に間違い等があった場合は、速やかに医療機関又は会議所へご連絡ください。

以下の場合、会議所へご連絡ください

【会議所へ連絡が必要】

受診者の変更・追加、オプション追加、受診キャンセル、医療機関都合による1月以降の受診等

【連絡不要】

対象期間内の受診日変更、受診内容(コース)の変更・オプションのキャンセル